

宿泊施設提供一式の公募について（公募要領）

厚生労働省において危機管理体制の整備として宿泊施設を借り上げ、業務の効率化を図ることを目的とする。

ついては、下記の内容で公募するので、「4 応募方法」に従って応募されたい。

記

1. 時期について

令和7年4月1日（火）（予定）～令和8年3月31日（火）

2. 場所について

中央合同庁舎第5号館（東京都千代田区霞が関1-2-2）及び首相官邸（東京都千代田区永田町2-3-1）の双方から徒歩20分以内に所在している施設であること。

3. 要件

（1）安全性に関する事項

i) 防災性能

①耐震に関する性能

構造体は、大地震動後、構造体到大規模の修繕を必要とする損傷が生じないものであり、かつ、直ちに使用することができるものであること。

各階の必要保有水平耐力は、建築基準法施行令第八十二条の三に規定する構造計算において同条第二号に規定する式で計算した数値を有する建築物であること。

②対火災に関する性能

火災に対して、人命に加え、財産・情報の安全が図られているものであり、耐火、初期火災の拡大防止及び火災時の避難等の安全が確保され、建築基準法（昭和二十五年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）等の関連規定に適合していること。

（a）耐火に関する性能

対象以外で発生した火災による財産・情報の損失又は滅失の防止が図られていること。

（b）初期火災の拡大防止に関する性能

出火しにくいよう配慮されているとともに、初期火災の段階での消火が可能となっており、財産・情報への被害を最小限にとどめることができること。

（c）火災時の避難安全確保に関する性能

高齢者、障害者等を含めた不特定かつ多数の利用者の安全な避難の確保が図られていること。

③耐風に関する性能

暴風に対して、人命の安全に加えて施設の機能の確保が図られ、稀に発生する暴風に比べて遭遇する可能性が低い暴風に対しても同様の確保が図られ、建築基準法（昭和二十五年法律第201号）等の関連規定に適合していること。

④耐雪・耐寒に関する性能

積雪及び寒冷気候に対して、稀に発生する積雪により使用上の支障が生じず、地盤凍結により損傷が生じないよう対策が講じられ、建築基準法（昭和二十五年法律第201号）等の関連規定に適合していること。

⑤対落雷に関する性能

落雷に対して、人命の安全に加え、施設内の通信・情報機器の機能の確保が図られ、建築基準法（昭和二十五年法律第201号）等の関連規定に適合していること。

ii) 防犯性能

利用者、執務者及び財産に対する犯罪の防止又は抑止が図られていること。

iii) 感染症防止対策

国及び東京都のガイドライン等による感染症防止対策を実施していること

(2) 機能性に関する事項

i) 利便性能

移動に関する性能として、階層が2階以上となる場合、エレベーター（人員用、荷物用）が1機以上備わり、人の移動、物の搬送等が円滑に行えること。

ii) 室内環境性能

①音環境に関する性能

他の者が利用する部分との接続部分においては音声の漏洩が防止されていること。

②空気環境に関する性能

事務作業等に適した空気環境が確保されている又は入居時まで確保されていること。

iii) 情報化対応性能

携帯電話の電波が届く場所に立地していること。

(3) 環境保全に関する事項

施設は、熱の損失の防止及びエネルギーの効率的な利用に有効な措置が講じられていること。

(4) 支払に関する事項

- ・別添の契約書（案）第10条によるものとする。
- ・支払は、空床の確保数ではなく宿泊実績に応じて支払う。

(5) その他の事項

- ・契約期間中の宿泊数は459泊程度を予定している。
ただし、記載の数量の宿泊を確約するものではないことに留意すること。
- ・空床については、以下のとおり2部屋を確保できるものとする。
○2部屋中、1部屋については、施設の休館日を除き、平日、休日を問わず、確保ができること。
○2部屋中、1部屋については、施設の休館日を除き、土日祝日に確保ができること。
以上のほかに宿泊を要する場合は、原則として宿泊当日までに宿泊の依頼を行うので、予め空床を確保する必要はないが、予約状況に応じた対応を行うこと。
- ・禁煙室であること。
- ・1部屋あたり約10㎡以上とすること。
- ・ベッドサイズは195cm×100cm以上とすること。
- ・バス、トイレ、洗面は室内完備とすること。
- ・備品類（シャンプー・コンディショナー・ボディーソープ、歯ブラシ・バスタオル・フェイスタオル・浴衣・スリッパ・電気ポット・ドライヤー・冷蔵庫・テレビ（無料で地上波放送を視聴可能なもの））を室内完備していること。
- ・入退館に当たって24時間警備（有人又は機械）となっていること。
- ・チェックインは原則16時開始であること。また、チェックインからチェックアウトの間は、平日・休日ともに24時間入退出が可能であること。

4. 応募方法

(1) 応募期限 令和7年3月3日（月）12時00分まで

(2) 応募方法 次の書類を下記（3）の提出先に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便とした上で提出期限の前日までに到着するように送付し、かつ応募者が電話により受領の確認を行う必要がある。

【提出書類】

- ・厚生労働省大臣官房会計課長から通知された資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写
- ・応募申込書及び自己申告書（別紙様式1）
- ・誓約書（別紙様式2）
- ・応募企業の案内・概況を示す資料
- ・宿泊施設概要資料、宿泊施設内図面、パンフレット、写真等

- ・ 参考見積書（別紙様式 3。なお、同様の記載事項が明記されていれば、応募者の任意の様式によることも可。）

（３）提出先 厚生労働省大臣官房会計課経理室契約第二係
担当：副島（11 階・部屋番号 1108）
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電 話 03-5253-1111（内線 7199）

5. 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

6. その他

- （１）応募に当たっては、４（２）所定の書類全てを提出すること。これらの資料の提出がない又は虚偽の記載をし、若しくは記載内容に反することとなったときは、当該者の応募を無効とする。
- （２）提出された書類等について照会をした場合には対応すること。
- （３）公募の結果については、応募締め切り後 1 週間程度を目途に書面もしくはメールにて通知する。
なお、公募の結果、選定された者に対しては、別途、正式な契約の締結にあたって必要な書類の提出を依頼するので、これに対応すること。
- （４）応募者が複数の場合、一般競争入札を行うものとする。
- （５）契約は、別添契約書（案）により締結する。ただし、応募内容を踏まえ、一部内容を調整する場合がある。
- （６）応募に際しての資料作成費用等、契約に基づかない費用は一切負担しない。
- （７）応募に際して提出された資料は返却しない。
- （８）本調達に係る契約締結日は令和 7 年 4 月 1 日を予定している。ただし、当該予定日までに令和 7 年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しない場合は、契約締結日は予算が成立した日以後となる。また、暫定予算となった場合は、全体の契約期間のうち、暫定予算の期間分のみを対象とした契約となることがある。

(別紙様式1)

申込書及び自己申告書 宿泊施設提供一式の応募

厚生労働省が公募する「宿泊施設提供一式」について、公募要領の記載を全て了承の上で応募します。また、当社（私）は、下記の事項について、事実と相違ないことを申し添えます。

記

1. 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社（私）は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
3. 当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
4. 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。
5. 当社（私）は、事業の実施に当たり、各種法令を遵守します。
6. 前記1から5について、当社（私）の再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様の対応をします。

この申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて指名停止等の不利益処分を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、申立及び自己申告に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長 殿

【添付書類】

- ・ 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写
- ・ 誓約書（別紙様式2）
- ・ 応募企業の案内・概況を示す資料
- ・ 宿泊施設概要資料、宿泊施設内図面、パンフレット、写真等
- ・ 参考見積書（別紙様式3または応募者の任意の様式）

(この応募に関する照会先)

所 属 ・ 部 署 :

氏 名 :

電 話 番 号 :

E - m a i l :

誓 約 書

当社（私）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

なお、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長 殿

※個人の場合は氏名欄に生年月日を付記すること。法人の場合は、役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料（様式適宜）を添付すること。

参 考 見 積 書

¥

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
	泊	円	円	
宿泊施設提供一式				
合 計				

上 記 の 通 り 見 積 致 し ま す

令和 年 月 日

住 所

氏 名

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長

参 考 見 積 書

¥

③

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	
例1:宿泊施設提供一式	459	①	②	
例2:宿泊施設提供一式 (平日及び日曜)	357	①’	②’	
例2:宿泊施設提供一式 (土曜)	102	①’	②’	
例3:※12/28～1/3は、1泊あたり〇〇円(税込)とする。				
※原則として例1のとおり①に単価（宿泊税含めた税込単価）、②に数量と単価の積を記載し、③に合計金額を記載すること。ただし、平日・土曜・日曜等で単価が異なる場合には、例2のように各単価が適用される期間を明記した上で、①’に各期間の単価、②’に数量と単価の積を記載し、③に合計金額を記載すること。また、特別の事情により、特定の時期のみ単価が異なる場合には、例3のとおり各期間の単価を記載すること。 なお、予定数量459泊の内訳については、（別紙様式3：内訳）に記載のとおり。				
合 計			③	

上 記 の 通 り 見 積 致 し ま す

令和 年 月 日

住 所

氏 名

※法人の場合は、社名及び代表者名を記載

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長

(別紙様式 3 : 内訳)

(単位 : 件)

予定数量内訳	平日	土曜	日曜	合計
1 月	22	8	8	38
2 月	22	8	8	38
3 月	33	10	11	54
4 月	22	8	9	39
5 月	23	9	8	40
6 月	18	10	9	37
7 月	23	7	7	37
8 月	21	9	7	37
9 月	17	8	10	35
1 0 月	17	8	9	34
1 1 月	16	10	8	34
1 2 月	20	7	9	36
合計	254	102	103	459

契 約 書 (案)

1. 件 名 宿泊施設提供一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 契約期間 契約日から令和8年3月31日
4. 契約金額 別紙単価表のとおり
消費税額及び地方消費税額は、契約単価から宿泊税を除いた額に消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
5. 契約保証金 免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、宿泊施設提供一式（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。
本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2
支出負担行為担当官
厚生労働省大臣官房会計課長
尾崎 守正

乙

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第4条 乙は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、所定の様式により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。

なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。

3 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。

4 乙は、再委託先を変更する場合は、所定の様式により甲に再委託に係る変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

5 この契約にいう「第三者」「再委託先」とは、特に定めのない限り乙と法人格を異にする者をいい、子会社等資本関係のある者であっても「第三者」「再委託先」に該当するものとする。

(履行体制)

第5条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を所定の様式により甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに前条第4項の手続により甲に承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更

(2) 事業参加者の住所のみの変更

(3) 契約金額のみの変更

3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求

めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(遅滞料)

第6条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(納期の無償延期)

第7条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条第1項の規定にかかわらず、遅滞料を免除する。

(監督)

第8条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第9条 乙は毎月の業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。

2 甲の指定する検査職員は、毎月の契約履行状況について、連絡を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

3 乙は、全ての検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

4 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の支払)

第10条 乙は、毎月の検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

(個人情報保護)

第14条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、業務を完了したときは、甲の指示に従い、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

5 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡するとともに、その詳細を書面にして報告しなければならない。

6 甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又は甲の指定する職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

(契約の解除等)

第15条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約を解除することができる。

2 乙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(危険負担)

第16条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、本契約の履行に着手後、第15条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申込書及び自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めている場合は除く。
- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
- (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- （1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- （2）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- （3）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- （4）乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- （5）前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

- 3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（属性要件に基づく契約解除）

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第21条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第22条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第23条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第24条 第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第25条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとと

もに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第26条 甲は、納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。ただし、この通知期間について仕様書に別の定めがあつて明らかな矛盾がある場合は、仕様書が優先されるものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(契約金額内訳書の提出)

第27条 乙は、本契約締結時に契約金額の内訳を書面により提出しなければならない。

2 契約金額の内訳は、少なくとも年度別、仕様書上の業務別及び人件費とその他の経費別に金額が区分されたものでなければならない。ただし、商慣行その他の事情により、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

3 前2項により提出された内訳書の金額配分が、客観的に判断して合理的でないと判断されるときは、甲は説明を求めることができる。

(紛争等の解決方法)

第28条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下この頁余白)

(別紙)

単価表

単価名	金額（税込）
	円

宿泊施設提供一式 仕様書

1. 目的

厚生労働省において危機管理体制の整備として宿泊施設を借り上げ、業務の効率化を図ることを目的とする。

現在、「緊急事態に対する政府の初動対応体制について（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）に基づき、緊急事態が起きた場合、事態に応じて厚生労働省では技術総括審議官が官邸危機管理センターに参集することになっている。

また、その他緊急参集チームの構成員として、随行員（医政局地域医療計画課で対応）及びリエゾン（大臣官房厚生科学課で対応）も参集できるよう官邸（危機管理センター）の近距離にある宿舎に入居し、参集に係る体制を整えているところである。

しかし、技術総括審議官を除く緊急参集チームの構成員の出張等による不在時の対応及び健康管理等の面から、随行員及びリエゾンの代理として対応する職員を別途設け、出張等による不在時及び閉庁日の対応については、代理の職員が官邸（危機管理センター）周辺に滞在し、対応することとしたものである。

このため、代理の職員がそれぞれ滞在するために必要となる宿泊施設（以下「施設」という。）について宿泊業務の請負を行うものである。

2. 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日（予定）から令和 8 年 3 月 31 日まで

3. 施設基準

- （1）官邸（危機管理センター）まで、徒歩 20 分以内に所在している施設であること。
- （2）空床については、以下のとおり 2 部屋を確保すること。
2 部屋中、1 部屋については、休館日を除き、平日、休日を問わず、確保すること。
2 部屋中、もう 1 部屋については、休館日を除き、土日祝日に確保すること。
また、以上の他に宿泊を要する場合は、予約状況に応じた対応を行うこと。
- （3）施設内利用区域において、携帯電話の電波が届いていること。
- （4）安全性、機能性等が十分な施設であり、24 時間警備となっていること。
- （5）1 部屋あたり約 10 m²、6 畳以上の禁煙室とし、ベッドサイズは 195 cm × 100 cm 以上とすること。また、バス、トイレ、洗面は室内完備とすること。
- （6）備品類（シャンプー・コンディショナー・ボディーソープ、歯ブラシ・バスタオル・フェイスタオル・浴衣・スリッパ・電気ポット・ドライヤー・冷蔵庫・テレビ（無料））を室内完備していること。
- （7）チェックインは、原則 16 時開始であること。また、チェックインからチェックアウトの間は、平日・休日ともに 24 時間入退出が可能であること。

4. 利用方法

- (1) 担当部局から事前にメール等による予約を行う。また、人員等の変更があった場合はその都度連絡し、予約を変更する。
- (2) 厚生労働省職員等はチェックイン時に受託者に対し、厚生労働省の身分証明書等を提示する。
- (3) 受託者はチェックアウト時に厚生労働省職員等に対し、宿泊施設利用証明書を交付する。

5. 宿泊料金

- (1) 宿泊料金は契約書に定める料金とする。
- (2) 宿泊料金に変更がある場合は、受託者は、料金等の改定日の1ヵ月前までに書面にて厚生労働省に通知し、双方協議の上、料金等を定めるものとする。

6. 予約取消

宿泊日以前に厚生労働省が予約した利用分について、予約取消を行う場合は、受託者の定める規程を適用する。

7. 支払方法

受託者は、厚生労働省に対し毎月月初に前月分の宿泊日、宿泊者氏名等を明記した資料を添付の上、請求書を提出する。厚生労働省は、請求月の末日を目安として、契約書記載の期限までに受託者の指定する口座に振り込むものとする。ただし、振込手数料は厚生労働省の負担とする。

8. 遵守事項

受託者は、受託業務の実施において、関係法令等を遵守すること。

9. その他

契約書及び仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。